## 三鷹市庁舎・議場棟等の整備に向けた連携協力に関する協定書

日本郵便株式会社(以下「甲」という。)と三鷹市(以下「乙」という。)は、 乙が実施する三鷹市庁舎・議場棟等の建替え整備事業の実施に当たり、甲が所有 する三鷹郵便局(以下「郵便局」という。)の建物及び敷地を含めることについて 検討(以下「本件検討」という。)するため、次のとおり連携協力に関する協定書 (以下「本協定書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定書は、市民及び郵便局利用者の利便性向上等を図るため、甲乙が 連携協力して本件検討を行うために必要な事項を定めることを目的とする。 (連携協力事項)

- 第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項を相互に連携協力して行うものとする。
  - (1) 郵便局及び三鷹市庁舎・議場棟等の配置プランの検討
  - (2) 本件検討に関係する建物の利用、土地の交換及び費用負担に関する検討
  - (3) 相手方に対する前2号の検討に必要な資料の提供
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要となる事項 (守秘義務)
- 第3条 甲及び乙は、相手方の承諾なく、協議に用いる資料(協議の内容、議事 録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、若しくは譲渡し、又は資料の写し を他人に交付してはならない。
- 2 本件検討に関する秘密保持契約(これと同等の契約を含む。)を締結した甲又はこの委託先及び甲のグループ会社については、前項の承諾を得たものとする。
- 3 この条の規定は、本協定終了後も有効に存続する。

(非拘束)

第4条 本協定書の締結は、甲及び乙のいずれに対しても、本件検討に関する取引又は協力その他これらに類する行為を行う義務を課すものではない。

(有効期間)

- 第5条 本協定書の有効期間は、本協定書締結の日から平成32年(2020年)3 月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本件検討に係る取引のために甲乙間で契約することとなったときは、当該契約の効力発生日をもって、本協定書は終了する。

(その他)

第6条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定書締結の証として、正本2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成 31 年 (2019 年) 3 月 22 日

東京都千代田区大手町二丁目3番1号 甲 日本郵便株式会社 代表取締役社長 横山 邦男

東京都三鷹市野崎一丁目1番1号 乙 三鷹市 三鷹市長 清原 慶子